(仮称) 川西市手話言語条例(案)要綱の概要について

1. 制定目的

【背景】

長い間、手話は言語として認められず、ろう者は、不自由を強いられてきました。一方、平成18年 (2006年)に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約において、「「言語」とは、音声言語 及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知されました。また、日本においては、平成23年(2011年)に障害者基本法(昭和45年法律第84号)が改正され、「全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」として、手話が言語として位置付けられました。しかしながら、いまだ手話に対する理解が十分ではなく、手話やろう者に対する正しい理解を広めていくことが大切です。

これらを踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を使って安心して、いきいきと暮らすことができ、互いを尊重し理解し合える社会の実現に向け、「(仮称)川西市手話言語条例」を制定するものです。

【目的】

本条例では、手話に関する理解の促進及び手話の普及を図るため、基本理念を定め、市、市民、事業者の3者が共通の認識を持ち、市がその責務を、市民・事業者はその役割を自覚することで、相互に連携、協力し、障がいの有無にかかわらず、全ての人が安心して暮らすことができる豊かな共生社会の実現に寄与することを目的としています。

2. 主な施策

- ①ホームページや広報、パンフレット等により手話の普及促進を図るとともに、手話やろう者への正しい 理解及び配慮を促すための啓発を行います。
- ②手話を使用しやすい環境の構築のために、市内の団体等と協力し、手話講座等を開催します。また、手 話を学習する取組を支援します。
- ③手話通訳者の育成・確保など、手話を習得し、手話を必要とする方を支援する人材を養成します。
- ④市が主催するタウンミーティングや各種イベントにおいて、できる限り手話通訳者等を配置します。
- ⑤災害時の避難所等における情報の提供に当たっては、ろう者に寄り添い、合理的な配慮に基づいた支援 を講じます。

3. 概要説明

前文

- ●手話は、音声言語である日本語と同様に一つの言語 であり、ろう者にとっては、自分自身を表現できるか けがえのないもの。
- ●手話は、長い間言語として認められず、使用できる 環境が整えられなかったことから、ろう者は、十分な 情報保障もなされず、多くの不便や不安を感じながら 生活してきた。
- ●手話は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法により言語として位置付けられているが、いまだ手話に対する理解が十分ではない。
- ●手話やろう者に対する正しい理解を広めていくとともに、手話を使用できる環境を整え、広く普及していくことが求められている。



- ●手話は、言語であることを認識する。
- ●手話及びろう者への理解並びに普及を促進する。
- ●手話を使って生活を送ることができる環境を整える。

全ての人が地域で支え合いながら安心してい きいきと暮らすことができる地域共生社会の実 現をめざし、この条例を制定します。

目的(第1条)

手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進することにより、社会的障壁によって分け隔てられることなく、全ての人が互いに尊重し、支え合う地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

定義(第2条)

- ・「ろう者」…手話を言語として使用し、日常生活及び 社会生活を営む者
- ・「市 民」…市内に在住、在勤又は在学する者
- ・「事業者」…市内において事業活動を行う個人又は法 人その他の団体

基本理念(第3条)

手話に対する理解の促進及び手話の普及は、全ての人が手話により意思疎通を図る権利を有すること及び互いの人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

市の責務(第4条)

市は、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図る とともに、手話を使用しやすい環境を整備するために必 要な施策を推進する。

市民の役割(第5条)

市民は、手話及びろう者に対する理解を深め、手話の 普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協力 するよう努める。

事業者の役割(第6条)

- ・事業者は、手話及びろう者に対する理解を深め、手話 の普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協 力するよう努める。
- ・事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供する とともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努め る。

施策の推進(第7条)

市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進する。

- ・手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
- ・手話の習得及び学習支援に関する施策
- ・ろう者の意思疎通を支援する者の確保、養成及び処遇 等に関する施策
- その他市長が必要と認める施策

情報保障(第8条)

- ・市は、ろう者が市政に関する情報を取得できるよう手 話を用いた情報の発信に努める。
- ・市は、手話も含めた災害時の情報提供及び意思疎通の 手段の確保に努める。
- ・市は、市が主催する講演会、説明会等において手話通 訳者等を配置するよう努める。

意見の聴取(第9条)

市長は、手話に関する施策の推進、実施状況及びそれらの見直しに関し、ろう者、手話通訳者その他関係者に 意見を聴く。

委任(第10条)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し 必要な事項は、市長が別に定める。

付則

- ・施行期日…この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- ・見 直 し…施行日から3年ごとに、この条例に基づく 手話に対する理解の促進及び手話の普及 を図るための施策の実施状況を勘案し、必 要な見直しを行う。